

## 生活ささえあいネット利用の流れ (サポーター編)

サポーター用（お手伝いする人）

### ① サポーター登録

下のサポーター簡易登録カードで事務局に、事前登録する。(サポーター登録証を後日事務局が交付)

### ② 活動保険加入

事務局窓口でボランティア活動保険に加入する。

### ③ 研修等受講

事務局が指定する研修(生活ささえあいネット制度・加入保険制度理解、救命救急講習等を予定)

### ④ 支援提供の依頼・提供可否

事務局から支援提供の依頼が入り、支援内容を確認して支援提供可否を事務局に連絡する。(支援依頼者への支援提供可否の連絡は、事務局が行う。)

### ⑤ 支援提供・地域通貨受取り

支援提供を行ったら、その都度、支援依頼者から地域通貨を受け取る。

### ⑥ 地域通貨の利用

地域通貨を協力店舗で、商品購入等の支払いに使用。(100菜を100円換算)自分の支援依頼の対価としても使用可。

### お手伝いの一例※

- ・ ごみ出し、分別
- ・ 電球交換等軽微な修繕
- ・ 住居等の清掃・整理整頓
- ・ 衣類等の洗濯等
- ・ 買い物、手続き代行
- ・ 日常的な家周り手入れ
- ・ 食事づくり
- ・ 散歩、買い物等付添
- ・ 話し相手、見守り

※上記は支援の例です。登録時に、ご自分ができるお手伝いをお聞きします。

### 生活ささえあい ネット地域通貨



- ・ 地域通貨の単位は、「菜(さい)」
- ・ 100菜通貨1種のみで、30分相当の支援利用。
- ・ 10枚綴り、1,200円で販売(事務手数料200円含む)

上の破線で切り取り、田原福祉センター内社協へ提出してください。

サポーター氏名	/ 生年月日 (男・女)	
保護者氏名(自書)	<small>※サポーターが未成年・学生の場合、保護者同意の上登録</small>	
住 所	〒	
電 話 / F A X	電話	/ FAX
活動可能範囲	市内全域・地域限定 ( )	
活動可能時間等	曜日	/ 時間

生活ささえあいネット事務局田原市社会福祉協議会 (電話 23-0610/FAX23-3970)

サポーター簡易登録カード